

令和3年第4回長与町議会定例会総務厚生常任委員会会議録（第2日目）

本日の会議 令和3年12月14日  
招集場所 長与町議会会議室

出席委員

委員長	金子 恵	副委員長	松林 敏
委員	安部 都	委員	内村 博法
委員	安藤 克彦	委員	岩永 政則
委員	堤 理志	委員	西岡 克之

欠席委員

なし

職務のため出席した者

議事課長	青田 浩二	係長	江口 美和子
------	-------	----	--------

説明のため出席した者

住民福祉部長	栗山 浩二		
(こども政策課)			
課長	宮司 裕子	課長補佐	藤吉 有見
係長	山口 陽子	係長	尾田 光洋

本日の委員会に付した案件

所管事務調査 こども政策課委託業務について

開 会 9時33分

閉 会 10時33分

## ○委員長（金子恵委員）

皆さんおはようございます。所管事務調査を始めたいと思っておりますが、こども政策課の皆様におかれましては、この忙しい時期に対応いただきありがとうございます。

本日は、こども政策課に係る委託料の件を議題とします。事前に一覧表をいただいておりますので、調査事項についての説明を求めます。

宮司課長。

## ○こども政策課長（宮司裕子君）

おはようございます。それでは、こども政策課の令和2年度委託契約の分で説明をさせていただきます。まず、1ページの4番、ファミリー・サポート・センター事業委託についてです。こちらは、乳幼児や小学生の預かり等の手助けを希望する者、利用会員と手伝いを行うことを希望する者、協力会員との相互援助活動に関する連絡調整を行う事業となっています。長与町では、会員の登録、援助活動の仲介及び料金の支払い等の運営業務を長与町社会福祉協議会に委託して、この事業を実施しています。町内在住者で、生後3か月から小学6年生までの子どもを持つ方が利用でき、地域で子育ての助け合い及び子育てのサポートとして一時保育等を行っています。平成31年4月からは、1市2町、長崎市、時津、長与による広域連携中枢都市圏の事業として相互利用を行っています。続きまして7番、病児・病後児保育事業委託料についてです。病児・病後児保育事業とは、病气中や病气回復期にあって、保育園や幼稚園、こども園での集団保育が困難な子を、勤務の都合など家庭で保育できない保護者に代わって一時的にお預かりをするものです。長与町では、令和元年8月から1か所開設してこの事業を行っております。4ページをお開きください。20番、予防接種に関する委託料につきましては、予防接種法に基づく定期予防接種が上2つになります。定められた期間内に無料で接種を受けることができるように、一番上の長崎県広域予防接種業務実施及び支払事務委託につきましては（社）長崎県医師会、2番目の予防接種委託につきましては（社）西彼杵医師会と委託契約を結んでいます。長与町、時津町、長崎市内の一部と長崎県全域の一部の医療機関によって、予防接種の実施種類が異なりますが、かかりつけ医が長与町外にいる場合等でも、圏外の医療機関で定期予防接種を希望する場合に対応するために、広域予防接種業務委託を結んでおります。また、それに係る支払い事務を長崎県国民健康保険団体連合会と委託契約を結んで行っていただいております。一番下のインフルエンザ予防接種委託につきましては、（社）長崎市医師会と（社）西彼杵医師会と委託を結んでおり、予防接種を医療機関の方で行っております。続きまして、21番の母子保健健康審査費支払業務委託と新生児聴覚検査費支払代行業務委託は、長崎県市町村福祉振興協議会に委託業務をお願いしています。この協議会というのが、総合的な福祉の実施者である市町村の新しい地域福祉体制づくりに寄与するため、社会福祉に係る総合的な事業の推進を図ることを目的として設立をされており、この2つの支払い業務について委託を行っております。医療機関からの請求を協議会が振り分けて請求を行って、そ

の請求を町から協議会に送金します。このお金を協議会が関係医療機関に支払う契約になっております。効率的かつ一元的に行うために審査費の支払代行業務を行う契約になっています。22番の産後ケア事業委託は、生後3か月未満の乳児及びその母親のうち、専門職による心身のケアが必要で、かつ親族からの産後の支援が得られない者を対象に実施しています。契約方法のところに5社と書いているんですけども、6社の間違いです。訂正をお願いします。産後のサポート体制の充実を図るために、委託可能な施設を対象者がニーズに合わせて選択することができるように、複数お願いをしております。ショートステイについては利用日数の上限を2泊3日、デイケアについては利用回数の上限を2回として行っている契約となります。

以上、説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いします。

**○委員長（金子恵委員）**

説明が終わりました。これから質疑を行います。順番に質疑を受けたいと思います。まず4番のファミサポに関して、質疑はありませんか。

安部委員。

**○委員（安部都委員）**

コロナの間に、この事業が閉鎖されたというふうにお聞きしたんですが、そのときに、一時期、預かる所も無いといった御意見も承ったんですが、現在のところはどのくらい稼働しているのか。それから、協力会員、正会員合わせてどのくらいいらっしゃるのか。そして、お母さんたちの預かりもどういうふうに稼働がなっているのか。そしてあと、十分にその受け皿としての人員も足りているのか、その辺りを教えてください。

**○委員長（金子恵委員）**

山口係長。

**○係長（山口陽子君）**

2年度ですが、少し少なくなっておりますけれども501件の延べ利用件数があっております。利用会員と協力会員、全部合わせて889人の会員数があります。利用者数に関して、特に協力会員が不足して困っているとか、お断りした事例があるというのはこちらの方で把握してないです。足りているというふうに認識しております。

**○委員長（金子恵委員）**

ほかにありませんか。

安部委員。

**○委員（安部都委員）**

例年は、その前は多かったということによろしいんですか。

**○委員長（金子恵委員）**

山口係長。

**○係長（山口陽子君）**

少し多い状態です。

○委員長（金子恵委員）

ほかにありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

理解を深めるために基本的なところから、この制度はあらかじめ聞いているんですけど、ちょっと私も勉強不足で分からない点もあるのでお聞きしますが、まず、利用されている方たちが主にどのような理由で利用を申請されているのか。あと、こういった申請があって、お子様を預かるのは家庭が中心なんだとは思いますが、例えば施設って言いますか、園とか、そういった所も受け入れてるようなこともあるのかどうか。それから、協力される会員については一般の方、どなたでも協力できるのか、あるいは保育士等の資格が要るといような条件があるのか。その辺りをお伺いしたいと思います。

○委員長（金子恵委員）

山口係長。

○係長（山口陽子君）

まず、どのような利用があるかについてですけれども、保護者等の病気であったり、急病の場合の利用が一番多い状態になっております。次に多いのが、他の兄弟の行事等、どうしても行事に母親等が行かないといけなくなった場合に、上のお子様を預けたりする場合になっており、その次に、短時間、臨時的就労の場合の援助が3番目に多い状態になっております。お母様たちが短時間の仕事に行くのが急に入った場合など、ファミサポに預ける方がいらっしゃる状態です。それと受け入れについてなんですけれども、ファミサポの事業に関しては、協力会員の自宅で預かってもらうのが基本的な流れになっております。ただ、自宅で預かるだけではなく、社会福祉協議会のファミサポ室という所があって、そちらで複数人の児童を協力会員が預かる場合もあります。それは利用者がどちらがいいかを選択してもらっている状態です。それと園などが受け入れを行うなどは特に今はしてなくて、来年度からは児童館と支援センターなどと連携を取って、児童館や支援センターでの受け入れができるように検討をしております。あと、協力する会員についてなんですけれども、特に資格が必要というわけではなくて、協力会員の養成講座を年に2回、社会福祉協議会で行っており、その講座を全部受講された方が協力会員の資格を持つという形になっております。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

分かりました。受け入れる子どもたちの年齢の件ですが、3か月から小6までということですが、3か月って言いますとまだ授乳期ですよ。そういったお子さんの授乳の仕方とか、そういったこともこの養成講座。あるいは多分おむつの、そういう経験がえられる方がほとんどされているんだと思うんですけども、その辺りも一

応研修ということではされているのか、確認をさせていただきたいと思います。

○委員長（金子恵委員）

山口係長。

○係長（山口陽子君）

研修の中で実技までしているかどうかはこちらで把握してないんですけども、ファミサポのコーディネーターが、小さいお子様を預かる場合は対応ができる保育士の資格を持っている方であったりだとか、そういった方を選んで協力会員として行ってもらっています。もちろん協力会員の養成講座でもそのようなことも習うようにはなっていますが、やはり、実務経験がある方を優先して当たっていただくようになっております。

○委員長（金子恵委員）

ほかにありませんか。

松林委員。

○委員（松林敏委員）

もう1回確認なんですけども、令和2年度の活動実績は501回だったんでしょうか。金額が六百何十万円とあって、お金自体はその実績に合わせて支払われるものなのか、最初から年幾らって契約されているのかお教えてください。

○委員長（金子恵委員）

宮司課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

年幾らっていう契約を行わせていただいております。

○委員長（金子恵委員）

松林委員。

○委員（松林敏委員）

それだと、協力会員が増え過ぎても何かあんまりよくないのかなとか、そういうのはあるのかなと思うんですけども。あと1点、これ有償の制度だと思うんですね。1回預かって、1時間高くて900円ぐらいですかね。それだと合わないから補助みたいな形でお金も必要かと思うんですけども、501回の利用に対して600万円の委託料はちょっと高いのかなって僕は思うんですけども、その辺いかがでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

宮司課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

お金の流れは、利用会員が平日1時間700円です。その時間に応じた金額をそのまま協力会員にお支払いをする流れになっております。その金額が、最低賃金等と絡めましても低いということもありまして、有償ボランティアっていうことでこの制度がまず成り立っているということになります。委託金は、そういうお金ではなく、ファミリーサポート事業に係る事務をされている方の人件費が主なものになっております。

○委員長（金子恵委員）

松林委員。

○委員（松林敏委員）

六百何十万円は社会福祉協議会に支払うお金で、社会福祉協議会から協力会員にお金が行くわけじゃないってことですね。

○委員長（金子恵委員）

宮司課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

はい、そのとおりでございます。

○委員長（金子恵委員）

松林委員。

○委員（松林敏委員）

もう1回確認ですけど、協力会員は何名ぐらい、何事業所になるのかお教えてください。

○委員長（金子恵委員）

宮司課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

約18人になります。

○委員長（金子恵委員）

ほかにありませんか。

質疑をしたいので委員長を交代します。

○委員（松林敏委員）

質疑はありませんか。

金子委員。

○委員長（金子恵委員）

私も金額的なところでお聞きをしたいと思います。長与町の場合は4万人に対しての令和2年度が645万円で、今年度は578万2,000円で、ある程度コロナの影響か金額的には少なくなっているなということで、そこは理解できるんですが、長崎市が人口的に長与町の10倍ですけど、令和3年度が507万9,000円、令和2年度が481万2,000円での業務委託になっているんですね。長与町の場合、社協に支払う委託料の積算根拠というか、そういうのが長崎市と比べると、もしかしたらこれにもっとプラスする金額があるのかもしれないんですけど、今回、予算書を見た中での業務委託金額はこの金額だったんですね。平戸市も大体3万1,000人に対して260万円ぐらいで収まっている。この市町での違いも併せてお聞きできればと思います。

○委員（松林敏委員）

宮司課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

ファミリー・サポート・センターの補助金の中に、まず基準額があるんですけども、利用会員と協力会員の会員数によって基準額が決まってきます。長与町の場合、その基準額が400万円になっております。それに、ひとり親の加算が50万円。補助基準額としては450万円が積算の根拠になっております。それに、この事業を行う上で人件費が450万円ではどうしても足りないということで、その部分につきまして、町の方で補助を出していることが積算の根拠になっております。

○委員（松林敏委員）

金子委員。

○委員長（金子恵委員）

金額の大きな違いでちょっと疑問を持ったんですけども、長崎市が金額的に、10倍なのに長与町よりも低いというのは、長崎市は登録をしている利用会員とか、協力会員の人数が少ないからこういう金額であって、長与町の会員数で400万円ということでしたけれども、そういうことでの違いが出てきているという考えでよろしいんですか。

○委員（松林敏委員）

宮司課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

長崎市の積算根拠について確認は取れていないんですけども、長与町の場合は積算根拠を補助の基準額に合わせて算定をしているところになります。

○委員（松林敏委員）

金子委員。

○委員長（金子恵委員）

この400万円が会員数での根拠とおっしゃったんですけども、この幅は、先程両方合わせて889人の会員さんがいらっしゃるということでしたけれども、900名掛ける幾らとか、そういうふうな計算方法での400万円ということですか。その範囲が、何人までが幾らとかいうのがあるのか、そこ最後お願いします。

○委員（松林敏委員）

宮司課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

令和2年度につきましては、600人から999人の会員数の場合の基準額が400万円に設定をされております。

○委員（松林敏委員）

委員長を交代します。

○委員長（金子恵委員）

ほかに質疑ありませんか。

それでは、次の7番の病児・病後児保育事業委託料に関して、質疑を行いたいと思います。質疑はありませんか。

安部委員。

○委員（安部都委員）

まず、この青空会がどこにあるのか、どういう時間帯されているのか、詳細を教えてください。

○委員長（金子恵委員）

宮司課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

場所は「ひなたぼっこ」っていう、商業入口バス停の所「おひさまこどもクリニック」っていう、小児科の先生がされているクリニックになります。開設の時間は今手元に資料がないので、申し訳ございません。

○委員長（金子恵委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

病児、病後児で、大体何人ぐらい令和2年度で利用されているのか教えてください。

○委員長（金子恵委員）

宮司課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

長与と時津と合わせて、延べ189回利用をされています。

○委員長（金子恵委員）

今、安部委員の質問は、病児と病後児とそれぞれっていうことなんですけど、ここが病児だけとか、病後児だけということであれば、今の回答で結構なんですけど。

山口係長。

○係長（山口陽子君）

病児なのか、病後児であるというのは、こちらの方では把握してないんですけども、体調が悪い、病み上がりでまだ保育園に行かれないようなお子様も、病後児として同じように受け入れを行っております、病児と同じようにですね。その年間が、長与町が139回、時津町が50回の受け入れを行っております。

○委員長（金子恵委員）

質疑はありませんか。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

確認なんですけども、医療的ケア児っておられますよね。たんの吸引とか、それから人工呼吸器を付けた子どもが、長与町は9名いるってこの前答弁されとったんですけど、この方たちも一時預かりとか、ここでできるんですか。

○委員長（金子恵委員）

山口係長。



○係長（山口陽子君）

対応はできる状態かとは思いますが、医療的ケア児が利用したという報告は受けておりません。

○委員長（金子恵委員）

ほかありませんか。  
安部委員。

○委員（安部都委員）

病児、病後児保育に対しては新しく出来た榎の鼻の徳州会病院の中にも併設されるというようなことを以前聞いたんですが、その辺りの状況はどうなっているのでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

宮司課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

そちらの方には、実際は開設されておりません。

○委員長（金子恵委員）

ほかありませんか。  
松林委員。

○委員（松林敏委員）

あくまで病児の保育事業で、入院とはまた別だと思えますよね。その中で、年間189回で1,500万円ってことは、一人当たり8万円とか、9万円とかになるのかな。1日保育なのか、何日か預かっての保育なのかとか、基本的なところをお教えてください。

○委員長（金子恵委員）

宮司課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

基本は一時預かりになりますので、宿泊とか、入院っていう制度ではございません。

○委員長（金子恵委員）

松林委員。

○委員（松林敏委員）

そうしたら、1回の預かりで何万円とかというのが適切なかどうかお答えください。

○委員長（金子恵委員）

宮司課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

189回っていうのが、コロナの関係で利用控えがあったっていうのが大きいところだと思います。こちらにつきましても補助基準がありまして、令和2年度については1か所当たり年間500万7,000円という補助基準がございます。それに利用児童数に合わせて基準額が加算をされております。今回、実際の利用数は少なかったんですが、コロナの特例措置ということで、先程説明をしかかったところなんですけれど

も、実際に長与が元年8月から病児保育を始めているってということで、令和元年度の実績が無いものですから長崎市の実績値を参考に基準額を算定させていただいております。その数字が、合計で650回の利用を見越した上での金額になります。

○委員長（金子恵委員）

ほかありませんか。

質疑をしたいので委員長を交代します。

○委員（松林敏委員）

質疑はありませんか。

金子委員。

○委員長（金子恵委員）

まず病児、病後児保育は、長与と時津である程度按分しているということで、長与町が3割、時津町は7割での予算が上がっていたかと思います。今度、長与と時津で2か所になると、現在「おひさまこどもクリニック」の分もある程度、時津、長与で分けているかと思うんですが、そこら辺の割合は、やっぱり変わってくるんでしょうか。

○委員（松林敏委員）

宮司課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

今、長与と時津の間で結んでいる協定書の中で、運営費につきましては長与町に事業所がある分につきましては70%長与が出します。時津町は30%、負担金で長与にお支払いをさせていただいております。翌年度に、実績に合わせて按分をさせていただいて、精算をさせていただいております。今度、新しくできる時津の病児保育ですけれども、そちらにつきましては時津に病院があるってということで、時津の負担金を70%、長与町の負担金を30%ということで、令和4年度当初予算に計上させていただき、最後に実績に応じて、翌年度に精算をさせていただくような形を取りたいと考えております。

○委員（松林敏委員）

金子委員。

○委員長（金子恵委員）

今の部分は理解しました。もう1点、長与町から長崎市方向に働きに行かれる方で、長崎市の施設に預けられる方もいらっしゃると思います。ところが長与、時津は協定を結んでいるので、お互いで按分をされるのかもしれないんですが、長与から長崎市に行った場合は、長崎市の先生にはそういうお金のものは一切入らないと、何年か前お聞きしたんですね。これは一つの制度で、協定というところでの按分なんでしょうけども、連携をしているじゃないですか、1市2町で。そのところでの利用のしやすさ、開設をされた医療機関にとっても開設のしやすさっていうところに繋がるのかなと思うので、その辺りの検討はされていないのかなと思って。これ、結局は病院関係の方からの御相談で、以前一般質問をさせていただいたんですが、利用する人って結構長与の方も長崎

市で利用されているそうなので、協定を長与、時津で結ぶのであれば、プラス長崎市って安易かもしれないけど考えるんですが、今後そういうふうになっていうことは無理かもしれないんですけど、考え方をお聞かせできればと思います。

○委員（松林敏委員）

山口係長。

○係長（山口陽子君）

以前から、長崎市と長与町で病児保育に関しては広域連携をしてはどうかと話し合いも持たれてるんですけども、まず長崎市と長与、時津が制度の違いが現在ありまして、長崎市が小学校3年生まで対象にしているのに対して、長与、時津が乳幼児だけが対象になっているっていうのと、長崎市は現物給付で補助をしているのに対し、こちらは償還払いで補助をしている。あと一番ネックなのが、長崎市が、長崎市民だけでもういっぱいになってしまって、長与とか、時津とかが受け入れができる状態じゃないという話を伺っております。長与町も来年度からは小学校3年生まで受け入れを増やす予定をしておりますので、また協議は続けていき、長与、時津の方でも長崎市の人が受け入れるようにできればいいなと思いますし、今後もまた検討していきたいと思っております。

○委員（松林敏委員）

委員長を交代します。

○委員長（金子恵委員）

ほかに質疑はありませんか。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

時津が一時休業して、長与がやっと見つかったんですね、この青空会が。それで非常に手が掛かるっていうことで、受ける病院が多分難しかったらと思うんですよ。長崎市は確か4病院か5病院、全体であるっていうふう聞いたことがあるんですけど。やっぱり長与ももう1つぐらい病院を見つけて、対応されたらどうかなという気がするんですね。この病院が何らかの事情でできないっていう事態も考えられるわけですよ。実際時津がそうだったからですね、休業に追い込まれて。そのあと今やっと見つかって、運営されているわけですね。だから、長崎市との共同が一番良いんでしょうけども、いろんな違いがあるということで、やっぱり長与町も、もう1か所ぐらい検討されたらどうかなと、複数あった方が良く思うんですけど。ただ、受け手がなかなか難しいかもしれないんですけども、そういうのを検討されたらどうですか。検討しているんですか。

○委員長（金子恵委員）

宮司課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

委員おっしゃるとおり、この病児、病後児の受け入れ先は今、長与町1か所で、この先生がもうできないと言われたときっていうのは、やはり想定をしておかないといけな

いと認識をしております。現時点としては、長与1ヶ所、時津1か所で事業を行いたいと考えておりますけれども、町内で代替えのできる病院は、内々でお話させていただきながら、していかないといけないとは考えております。

○委員長（金子恵委員）

ほかありませんか。

では、20番目、3つ委託事業名が書かれてありますが、予防接種関係ですね、こちら併せて質疑をしたいと思っておりますけれども、20番に関して質疑はありませんか。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

これは単価契約になっているんですけども。長崎医師会、西彼杵医師会、インフルエンザもそうですね。これは、どんな単価契約をされているんですか。

○委員長（金子恵委員）

宮司課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

まず予防接種の種類がそれぞれありますので、その種類につきまして、長崎市の単価を参考に単価を決定させていただいている状況でございます。

○委員長（金子恵委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

その単価契約はずっと据え置きになっているんですか。毎年変更するものですか。

○委員長（金子恵委員）

尾田係長。

○係長（尾田光洋君）

基本的に変更はしませんが、診療報酬の改定とか、薬価の改定とか、そういった場合に変更があるということでございます。

○委員長（金子恵委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

基本的には長崎市、時津もそうでしょうけど、同じレベルと考えていいんですか。

○委員長（金子恵委員）

宮司課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

はい。そのように考えていただいて構いません。

○委員長（金子恵委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

現在、インフルエンザ予防接種が入ってきていますが、医師会の方ですね。ここ2年間、コロナ、また新しいオミクロン株などが入ってきていますが、この中に乳幼児の新たに予防接種として毎年入ってくる可能性があるというようなことを、ちょっと媒体で聞いたんですが、その辺りは本町は、そういった情報は把握されているのでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

宮司課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

まだ長与町の方には、そのような情報は入ってきておりません。

○委員長（金子恵委員）

ほかありませんか。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

ちょっと1点だけ、西彼杵医師会。これは、役場は窓口を一本化しているんですか。例えば福祉課とか、そういう所も関係してくると思うんですよ。こういう医師会との交渉があると思うんですよ。それは誰がやっているのか。西彼杵医師会でも事務局長とかおられるはずなんですよ。そういう方とお話をされて、あるいは交渉されて決めていくのか。そこはどうされているのかですね、こども政策課の分は、こども政策課が西彼杵医師会と交渉するのかどうかですね。そこを教えていただきたいと思います。

○委員長（金子恵委員）

尾田係長。

○係長（尾田光洋君）

契約に関しては子どもの分と成人の分と、健康保険課で別で契約をしておりますけれども、どちらが主というわけではなく、一緒に協議をしているような状況でございます。

○委員長（金子恵委員）

ほかありませんか。

安部委員。

○委員（安部都委員）

予防接種で、今回は予算なんですけど、例えば子どもたちに予防接種を受けさせたくないという親御さんもいらっしゃると思うんですけど、全部の子どもに通知が行くわけですよ、その世帯に。予防接種を受けてない子どもたちって把握されているんですか。

○委員長（金子恵委員）

宮司課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

定期接種等につきましては、町で一覧表を作って接種時期等のお知らせをさせていただいております。個別に通知を出しているというわけではございません。未接種者につきましては、町から予防接種を受けて欲しいと促している状況でございます。

○委員長（金子恵委員）

ほかにありませんか。

では21番、母子保健健康診査費支払業務と新生児の分ですね。こちらの方、一括して質疑を行いたいと思います。質疑はありませんか。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

この流れなんですけれども、長崎県市町村福祉振興協議会から医者を派遣してもらう、あるいは看護師を、例えば健康センターに派遣してもらう。という流れになるんですか。

○委員長（金子恵委員）

宮司課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

長崎県市町村福祉振興協議会は、支払いに関する代行業務になります。

○委員長（金子恵委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

そうすると、直接医者とか看護師は、誰が手配して、どこを窓口にしていくんですか。

○委員長（金子恵委員）

宮司課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

町の方で行っている状況でございます。

○委員長（金子恵委員）

ほかありませんか。

松林委員。

○委員（松林敏委員）

ちょっと外れるかもしれないけど、令和2年度、3年度とか、コロナで子どもの数が減るのか、増えるのか、その辺の変化とかあったかどうかという点を個人的に知りたいていうのと、あと、この4,000万円が事務手数料だけの金額ってということなんですけれども、検査の費用とかは含まれないという認識でよろしいのか、お教えてください。

○委員長（金子恵委員）

宮司課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

コロナの影響は、やはり出生数にも表れており、今、数をはっきりは持ってないんですけれども、令和3年度は出生数は減っている状況でございます。令和2年度が355人、令和3年度については300人いかないだろうというふうな推計をしているところでございます。それと、この委託契約につきましては検査費用を含めた額でございます。

○委員長（金子恵委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

新生児聴覚検査なんですけども、これは初回及び確認検査というところで、同じ所での支払いということですか。それとも別々の病院でされるということなんですか。

○委員長（金子恵委員）

宮司課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

基本、2回検査を実施、初回と合わせてもう1回検査をするとなっているんですけども、同じ病院かどうかということにつきましては、今、分かりません。

○委員長（金子恵委員）

ほかありませんか。では次に進みたいと思います。

最後ですね。ショートステイ、デイケア事業に係る業務ということで、こちらの質疑をしたいと思いますが、質疑はありますか。

安部委員。

○委員（安部都委員）

先程の御説明で、3歳児未満の乳児と母親の産後の2泊3日ぐらいのショートステイと2回のデイケアの委託料ということなんですけども、令和2年度でどのぐらいの乳幼児が利用されたのか。そして2回デイケアもどのぐらいされたのか教えてください。

○委員長（金子恵委員）

尾田係長。

○係長（尾田光洋君）

令和2年度につきまして、ショートステイが5件、デイケアが7件となっております。

○委員長（金子恵委員）

ほかありませんか。

松林委員。

○委員（松林敏委員）

ショートステイが5件で、デイケアが7件、これ延べだと思っんですけども、一つの家族が何回もとかいうことはありますか。

○委員長（金子恵委員）

尾田係長。

○係長（尾田光洋君）

手元の資料で、1世帯、1親子で1回で、それが12件です。

○委員長（金子恵委員）

ほかありませんか。ないですか。では全体的に何かあれば、よろしいですか。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

支払い条件ですね、この前の一般質問でしたんですけども、基本的には40日以内、地方公共団体が払うのは、工事はですね、その他は30日以内になっているんですよ。そして、定めのない契約は15日以内、こういう答弁があったんですよ。それで、実際これ見たら、翌々月払いっていうのがあるわけね、これが60日間。本当は30日以内にすべきだろうと思うんですけども、その辺りがどういうふうになっているかですね。この前の答弁では、そういう答弁だったんですよ。したがって60日以内というのが良いのかどうかですね。確かに民間同士の契約であれば、親事業者が下事業者に支払うのは60日以内ってなったんですね。ただ、地方公共団体の場合は法律が定めてあって、その法律に基づいて工事は40日以内、その他のものは30日以内というふうになっているわけですね。それで、定めのないのは15日以内ということで運用されているという答弁だったんですよ。ここを見たら、翌々月払いってなっているわけね。だから60日になっているわけですよ。だから、これがどうなのかなという疑問が湧いているわけですよ。その辺りはどういうふうにお考えなのかお聞きしたいと思います。

**○委員長（金子恵委員）**

宮司課長。

**○こども政策課長（宮司裕子君）**

医療機関を実際に利用して、病院の方に取りまとめをして、それが請求まで行くのに、審査に一定の時間がかかるっていうのもあります。翌々月支払いってなっていますけれども、契約書には、請求書を受理して30日以内に支払いを実際行っておりますので、支払遅延にならないよう気を付けて、処理をさせていただいているところでございます。

**○委員長（金子恵委員）**

ほかありませんか。ないようですので質疑を終わりたいと思います。

こども政策課の皆様におかれましては、本当にお忙しい中、御協力ありがとうございました。

以上で所管事務調査を終了いたします。

本日の総務厚生常任委員会はこれで閉会いたします。皆様お疲れさまでした。

（閉会 10時33分）